

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當るときは、その翌日)

目次

- ◇ 示 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 健康保険法による保険医療機関の廃止
- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 販売業者の営業所の所在地の変更の承認
- 家畜伝染病予防法による流行性感冒予防注射の実施
- 豚等の移入を禁止する区域の指定
- 新たに行なおうとする土地改良事業の認可
- 土地の立入り
- ◇ 内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止

告示

鳥取県告示第三百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和四十三年五月十五日	福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四番地	内科、消化器科、循環器科	福田源次郎

鳥取県告示三百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和四十三年五月一日	竹内内科小児科医院	鳥取市本町五丁目二〇二番地	内科、循環器科、消化器科、放射線科、小児科	竹内 亮
"	武信産婦人科医院	鳥取市材木町一五二番地	産婦人科、内科、小児科	武信 憲二
" 十日	高野歯科医院	米子市東福原三七三番地	歯科	高野 英明

鳥取県告示第三百八十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廃 止 年 月 日
竹内内科医院	鳥取市本町五丁目二〇二番地	内 科	昭和四十三年四月三十日

鳥取県告示第三百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	内科、消化器科、循環器科	福田源次郎	昭和四十三年五月十五日	乙表点数表
竹内 医院	気高郡気高町大字浜村西浜七八三	内科、放射線科	竹内 慎治	"	"
佐古診療所	西伯郡大山町末長二四三の八	外科、胃腸科、肛門科、内科	佐古堅太郎	"	一日

鳥取県告示第三百九十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定による申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
松田内科医院分院	倉吉市伊木一八三	昭和四十三年五月一日
竹内内科小児科医院	鳥取市本町五丁目二〇二	"
平林歯科医院佐摩分院	西伯郡大山町今在家四七八	"

鳥取県告示第三百九十二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の第二項の規定に基づき、次のとおり販売業者の営業所の所在地の変更を承認したので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	営業所の名称	変更前	変更後	承認年月日
鳥振第二号	岩美食糧企業組合	岩美郡岩美町大字浦富一、八九九	岩美郡岩美町大字浦富一、五一	昭和四十三年四月二十七日

鳥取県告示第三百九十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領により、牛の流行性感胃予防治射を実施するから、家畜伝染病予防治法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の流行性感冒発生予防のため

二 実施する区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

乳牛。ただし、生後七月未満のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 昭和四十三年六月一日から

〃 七月三十一日まで

五 注射の方法 牛流行性感冒予防液(家衛試型) 皮下注射

鳥取県告示第三百九十四号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)

第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として別表のとおり指定し、昭和四十二年四月鳥取県告示第二百二十三号(豚等の移入を禁止する区域の指定について)は、廃止する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表

- 栃木県那須郡 埼玉県所沢市 東京都東村山市 神奈川県高座郡 愛媛県大洲市 佐賀県唐津市 長崎県長崎市 同県北高来郡 同県南高来郡 同県松浦市 大分県日田市

鳥取県告示第三百九十五号

昭和四十三年三月三十日付けて羽合砂丘土地改良区から申請のあつた新

たに行なおうとする土地改良(畑地かんがい)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年五月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字久留 羽合砂丘土地改良事務所

四 異議の申立

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十六号

土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 中国電力株式会社

二 事業の種類 特別高圧架空電線路の新設

三 立ち入ろうとする土地の区域
倉吉市上余戸、下余戸、八屋、伊木、山根、海田及び上井町、
四 立ち入ろうとする期間 昭和四十三年五月二十四日から
昭和四十四年三月三十一日まで

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第三項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、天神川におけるあゆの採捕を昭和四十三年六月一日から昭和四十三年六月十四日まで禁止することを指示する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 江 原 勇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】